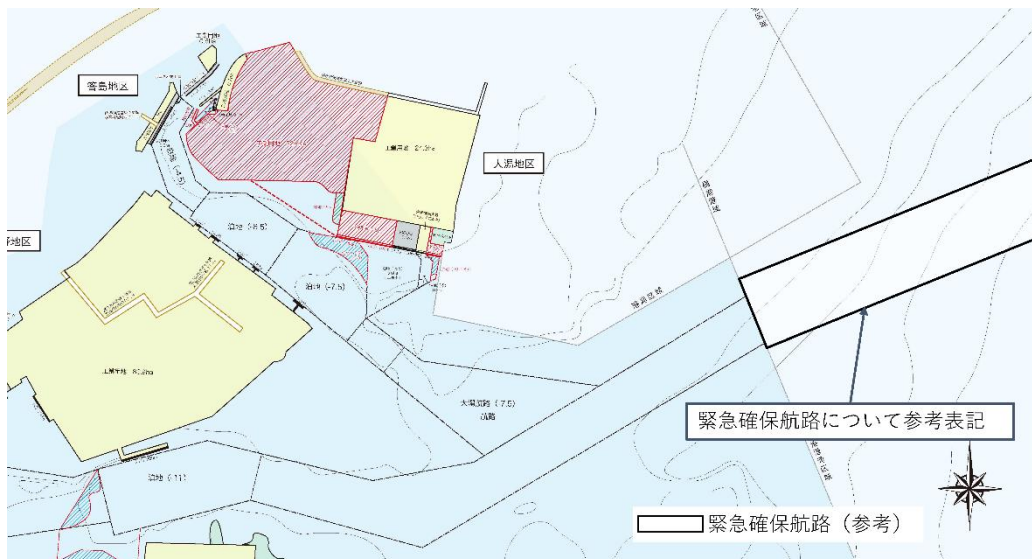


—緊急確保航路の港湾計画図への参考表記例（イメージ）—

[橋港をもとに作成]



8-4 特定港湾施設の高さ及び機能の最適化

(1) 根拠法令

特定港湾施設の高さ及び機能の最適化については、計画基準省令第15条の2に規定されている。

計画基準省令 第15条の2

特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に関する事項は、

- ・ 気候の変動による自然条件の変化
- ・ 港湾及び港湾に隣接する地域の利用状況

等を考慮して、

- ・ 防護の目標水準及びその対応方針

を定めるものとする。

この場合において、当該港湾に関し、海岸法第2条の3に規定する基本計画が定められているときは、当該計画との整合性について配慮するものとする。

(2) 特定港湾施設の定義

「特定港湾施設」とは、港湾法第3条の3第3項第1号で定義する防潮堤、護岸、堤防又は胸壁、及び港湾法施行規則第1の12に規定する港湾施設である。

—参考—

「港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）」における特定港湾施設の規定

(特定港湾施設の対象施設)

第1条の12 法第3条の3第3項第2号の国土交通省令で定める港湾施設は、次に掲げるものとする。

- 一 岸壁、物揚場又は船揚場
- 二 臨港交通施設（運河を除く。）
- 三 航行補助施設
- 四 荷さばき施設
- 五 旅客施設
- 六 保管施設
- 七 船舶役務用施設
- 八 港湾公害防止施設
- 九 廃棄物処理施設
- 十 緑地及び広場
- 十一 港湾管理施設
- 十二 移動式施設
- 十三 船舶のための給水及び動力源の供給並びに廃棄物の処理の用に供する車両

(3) 港湾計画で定める事項

関係者が気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等を定め、ハード・ソフト一体の各種施策を進める「協働防護」の考え方から、港湾計画では、海面水位の上昇量や台風強度等の将来外力及び将来外力への対応の基本的な考え方を記載する。

ここで設定する外力は、物流機能や産業活動等の確保の観点から、港湾全体の方針として目標とすべき適応水準を踏まえて設定する。その際、港湾は堤外地を有することに鑑み、海岸保全施設の設計外力と同等の外力、または数年～数十年に一度発生する規模の外力等を設定することが想定される。

(4) 計画変更の区分について

特定港湾施設の高さ及び機能の最適化を港湾計画に位置付ける場合、港湾計画の方針において、気候変動による平均海面水位の上昇や台風の強度増加に適切に対応していく等、気候変動への対応方針を記載することを想定していることから、現行の港湾計画の方針との整合について検討を行い、「軽易な変更」、「一部変更」又は「改訂」の適切な手続きを取ることが必要である。

(5) 特定港湾施設の高さ及び機能の最適化の本文における記述例

特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に係る計画事項の本文における基本的な記述例は、次のとおりである。

記述例

●●港では、●●沿岸海岸保全基本計画等と整合を図り、気候変動に伴う外力の増大要因として、平均海面水位について 2100 年に 59cm の上昇を見込むとともに、想定台風について伊勢湾台風級（最低気圧 895hPa）を見込むものとする。

●●港に対し当該外力が発生した場合においても、堤外地を含め、港湾・産業機能が長期間にわたって停滞しないよう、防潮堤、護岸、胸壁の嵩上げ等を実施するとともに、流出防止柵の設置やコンテナ固縛、貨物退避場所の確保等総合的な対策を行う。

8－5 大規模地震対策施設計画

（１）根拠法令

大規模地震対策施設については、計画基準省令第 16 条に規定されている。

計画基準省令 第 16 条（大規模地震対策施設）

大規模な地震による災害が発生した際に、

- ・ 港湾及びその周辺地域の復旧及び復興に資する港湾施設（以下「大規模地震対策施設」という。）

に関する事項は、

- ・ 自然条件
- ・ 港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件
- ・ 土地利用の状況

等を考慮して、

- ・ 円滑な物資輸送
- ・ 避難地

が確保できるように、

- ・ **大規模地震対策施設の種類、規模及び配置**

を定めるものとする。

この場合において、当該港湾に関し、災害対策基本法第 40 条又は第 42 条の計画が定められているときは、これらの計画との整合性について配慮するものとする。

さらに、「港湾における大規模地震対策施設整備の基本方針(平成 8 年 12 月)(以下「大規模地震対策基本方針」という。)」において、大規模地震対策施設の整備については、原則として、同方針に基づくものとされている。

（２）大規模地震対策施設について港湾計画で定める事項

大規模地震対策施設とは、大規模な地震による災害が発生した際に、円滑な物資輸送及び住民等の避難地を確保するための港湾施設であり、また、経済活動を支える上で必要な物流機能の維持に資す

8－6 港湾の再開発

(略)

8－7 港湾施設の利用

(略)

8－8 港湾の開発の効率化

(略)

8－9 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(略)